

# 教員免許状の取得について

## はじめに

大学を卒業したら「学校の先生になりたい」そんな志望を抱いて入学してきた人。教師という仕事もいいなあと思い始めている人。子どもが大好きで、教育現場で思いっきり自分の可能性を試してみたいと考えている人。今、団塊の世代の教員大量退職期を迎え、全国各地の教育委員会や私立の学校が採用している新任教員の数、徐々に多くなっていますが、皆さんがその志望をかなえるためには、周到な計画・準備と、大学4年間にわたる努力が欠かせません。

教職は、生徒たちと共に学び、次の世代を育成する、大変重要でやりがいのある仕事です。本学の掲げる教員養成に対する理念を深く理解し、初志を貫いて教職にチャレンジし、希望を語ることのできる教師になってほしいと思います。

## 人間環境大学の教員養成に対する理念

本学は、人間環境学を理念とし、人間環境に関する該博な知識と深い理解力を備え、すぐれた見識をもって人類と国家社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的としています。これは本学の教員養成に対する理念にもそのまま適用されます。

### 【人間環境学部人間環境学科】

- 1 人間環境学の理解  
「人間環境学」の学識によって「人間」と「環境」の不可分の全体(人間環境)を深く理解することができる
- 2 公共的使命感・責任感の自得  
社会のために誠実に尽くそうとする使命感を自ら養うことができる
- 3 社会性・対人関係能力  
他者(生徒・保護者・同僚教員など)と積極的にコミュニケーションをとり、協同して問題解決に向かうことができる
- 4 グローバルな視点  
自己とは異なる考え・価値観・文化を持つ他者の考えを尊重しつつ、国際的な視野から理解し合うことができる
- 5 社会における自己研鑽  
社会で学んだことを基盤として、最新の知見を自ら積極的に学び続けることができる

このような理念や目的に基づき、教職や教科の専門的知識を教育の場で活用できる実践的な指導力を身につけ、また、不断の努力により、自ら向上しようとする姿勢を持つ教員を養成することをめざします。

### 【看護学部看護学科】

- 1) 児童生徒等の健康管理が適切にできる。

社会情勢の変化、文化の急速な流れにより人間が安全で健康な生活を日常とすることが困難な時代となってきた。これは社会的弱者である児童生徒にとっては、その安寧が一段と脅かされ、生活習慣病や事件事故などの後遺症により心身の健康がおびやかされている。

養護教諭は、児童生徒が健やかな学校生活を送ることができるよう学校環境を整え、学校保健安全法等に従い、児童生徒の健康を守り育てることができる力を持つ。同時にそれを妨げる要因を突き止め、彼らの健康を取り戻すように関係者と協働で問題を解決していくオーガナイザーとしての養護教諭をめざす。

- 2) 児童生徒の健康教育が適切にできる。

今日、私事化等の文化の発展が持つ影の影響は、児童生徒等の身体的不調となって顕在化し、いわゆる“虐待・いじめ”など様々な心の健康問題等が児童生徒に生じてきている。しかし、児童生徒は発達段階により、自分を取り巻く環境や身体的不調を言葉で表現することができない。そのため不定愁訴として保健室に来室したり、教室においては多動現

象等の行動化を示す。

そのため、養護教諭が行う教育活動も過去の時代と比較にならないほど、課題が多い状況となってきた。このことから養護教諭の職務の特質や保健室の機能に基づき、心身の観察、問題の背景分析、解決のための支援、関係者との連携等、心や体の両面への様々な健康観察に基づく保健教育ができる養護教諭をめざす。

3) 児童生徒の健康観を育てることができる。

教育は「問題解決能力を高める」ものであり、同時に児童生徒が「命・健康ということ」に関して何か問題が生じたとき、それを解決していける能力を高めることは、児童生徒本人はもとより日本の国全体にとっても重要であり、これを象徴的に示すのが「健康日本 21」等の施策である。

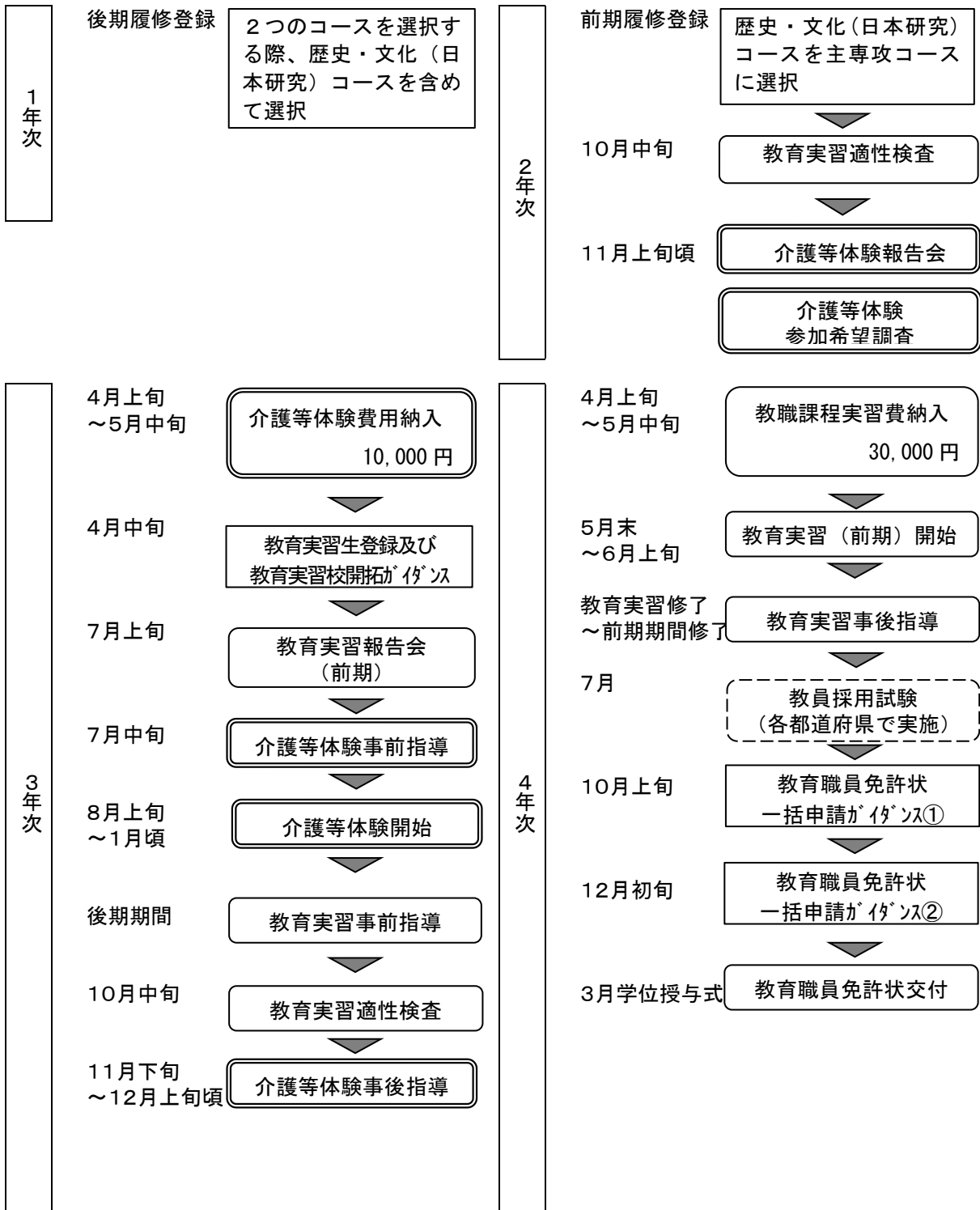
また、児童生徒等が学校で修学する期間は、各個人の一生の中で最も長い学びの期間である。この時期に児童生徒は、健康問題を自分で解決していける能力を育て、それらを教育活動の中で学校内外の機関や地域の人々と実践する経験を共有することは重要な学校の機能である。その学校保健活動の調整ができる養護教諭をめざす。

## 教員免許状の種類

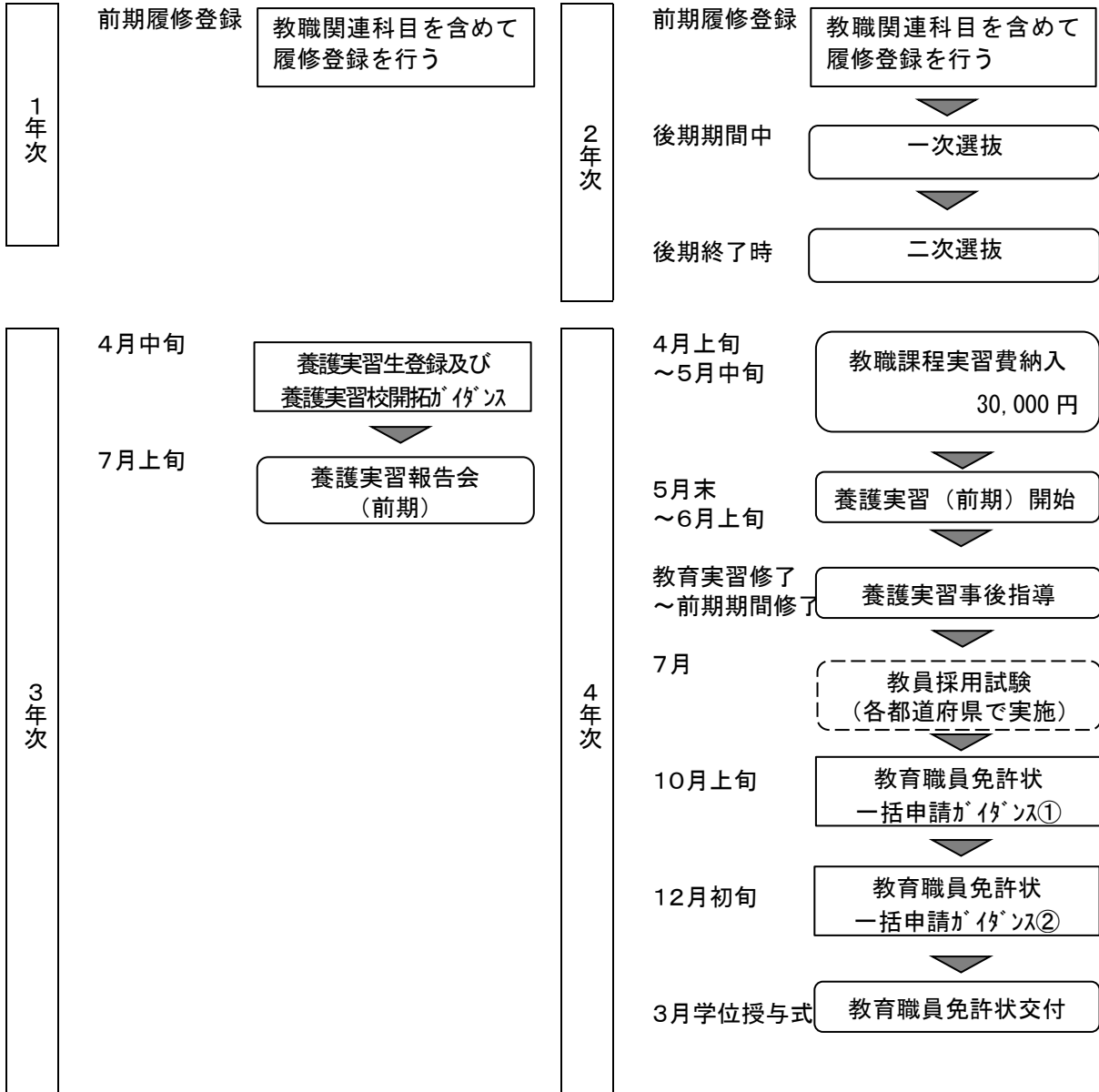
本学において、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得した場合、次の免許状を取得することができます。

学部等名		免許状の種類
人間環境学部 人間環境学科	国語コース	中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語）
	社会コース	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史） 高等学校教諭一種免許状（公民）
看護学部 看護学科		養護教諭一種免許状

# 教職課程関連スケジュール



○看護学部



## 免許状取得のための基礎資格と最低必要単位数

### 基礎資格と最低必要単位数

免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学における最低必要単位数			
			教科に関する科目 養護に関する科目	教職に関する科目	教科または教職に関する科目	合計
中学校教諭一種免許状 (国語・社会)		学士の学位を有すること	20	31	8	59
高等学校教諭一種免許状 (国語・地理歴史・公民)		学士の学位を有すること	20	23	16	59
養護教諭一種免許状		学士の学位を有すること	28	21	7	56

### 免許法施行規則第66条の6に定める科目必要単位数

免許法に定める科目区分	単位数
日本国憲法	2
外国語コミュニケーション	2
体育	2
情報機器の操作	2

## 履修カルテの作成

人間環境大学の教職課程の目標は、本学の理念・目標や本学が育むべき目標としている能力に基づき、教職や教科の専門的知識を教育の場で活用できる実践的な指導力を身につけ、また、不断の努力により、自ら向上しようとする姿勢を持つ教員を養成することを目的としています。

履修カルテは、本学の教職課程を履修するうえで、自分が授業の中で何を学んだのかを振り返るとともに、上記の本学の教員養成の目的を達成するために今後どのような学習が必要なのかを自分で考えるための手がかりにもらうためのもので、「教職関連科目履修状況確認シート」と「自己評価シート」の2種類から構成されます。

履修カルテの実施時期は各学期の最初の月とし、毎年4月のオリエンテーション期間中及び9月の後期開始時に教務課へ提出します。ただし、自己評価シートについては教職実践演習の終了時にも実施します。

(記入・提出の流れ)

年次 学期	1年次		2年次		3年次		4年次		演習後
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
履修状況 確認シート		1年前期分の 記入	1年後期分の 記入	2年前期分の 記入	2年後期分の 記入	3年前期分の 記入	3年後期分の 記入	4年前期分の 記入	
自己評価 シート			1年次分の 記入		2年次分の 記入		3年次分の 記入	4年次分の 記入	演習終了時の 記入

## 介護等体験について(養護教諭免許取得の者は不要)

「介護等体験」は、平成10年4月1日より施行された「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律」(平成9年法律第90号、平成9年6月18日)に基づき、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校または中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせるものです。本学の場合、中学校一種免許状を取得しようとする者がその対象となります。

その具体的な内容は、特別支援学校または社会福祉施設その他の施設で7日間以上の期間、上記の体験を行います。その内訳は、社会福祉施設等5日間、特別支援学校2日間が望ましいとされています。

愛知県における「介護等体験」は、3年次に、社会福祉施設、老人保険施設等で5日間、特別支援学校で2日間を

目途として実施されています。

具体的な申込方法・内容・実施時期については別途通知します。

## 教育実習・養護実習について

### 1. 教育実習・養護実習に係る単位

「教職に関する科目」として、次の通り修得します

(1) 中学校教諭一種免許状(国語、社会)

事前指導 (1単位)、事後指導 (1単位)、教育実習Ⅰ (2単位)、教育実習Ⅱ (2単位)

(2) 高等学校教諭一種免許状(国語、地理歴史、公民)

事前指導 (1単位)、事後指導 (1単位)、教育実習Ⅰ (2単位)

(3) 養護教諭一種免許状

養護実習Ⅰ(1単位)、養護実習Ⅱ(4単位)

### 2. 教育実習・養護実習の申し込み及び実施の時期

教育実習・養護実習は4年次に、各自の出身高校(県内公立中学校の場合は出身校以外)又は「岡崎学園高等学校」の協力を得ていずれかの学校で行うこととなります。

教育実習・養護実習を希望する者は、実習を行う前年度(3年次)に実習を希望する実習校の内諾を得てください。申し込みの方法については、3年次の教育実習生登録説明会で詳細について説明します。

実習校の内諾を得て、学長が実習校に対して教育実習依頼を行い、その受託が確認された時に実習校が決定されます。

人間環境学部の実習期間は、「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」とも各2週間です。実習は、前期または後期のどちらか(主に前期)に2週間～4週間参加します。実習開始の時期は概ね次のようになります。

前期・・・5月末～6月上旬開始      後期・・・9月末～10月上旬開始

### 3. 教育実習・養護実習参加資格

#### 人間環境学部

**教育実習には卒業年次4月現在で、下記の参加資格をすべて満たしておく必要があります。**

- ① 教員になろうという強い希望をもっていること。
- ② 所定の在学年数を満たしていること。
- ③ 「教職に関する科目」のうち「各教科の指導法(4単位以上)」を含んで、次の単位数を修得済みであること。
  - ・ 中一種免(国語、社会)取得の最低必要単位数31単位中20単位以上
  - ・ 高一種免(国語、地理歴史、公民)取得の最低必要単位数23単位中16単位以上
- ④ 「教科に関する科目」の最低必要単位数20単位中16単位以上を修得済みであること。
- ⑤ 中一種免(国語、社会)、高一種免(国語、地理歴史、公民)の取得に必要な科目および単位を修得し得る見込みの者。
- ⑥ 教育実習適性検査の結果、学力および適性が、教育実習生として適正であると認められた者。
- ⑦ 通算GPAが1.7以上であること。
- ⑧ 教育実習を行う年度の教員採用試験を受験すること。

#### 看護学部

2年次後期にGPA値、小論文、面接の内容を確認のうえ決定する。

## 教育職員免許状の申請手続き

教育職員免許状は、教職課程を履修して大学を卒業し授与を申請した者に対して、各都道府県の教育委員会が授与するものです。したがって、教職課程を履修すれば自動的に免許状が授与されるわけではなく、本人の申請がなければ免許状は授与されません。

本学では免許状の授与を愛知県教育委員会に一括申請しますが、授与された免許状は全国の都道府県で有効です。

### 1. 教育職員免許状一括申請について

教職課程を履修し所定の単位を修得し、かつその年度に卒業することが確定した者は、3月上旬に本学でとりまとめ、愛知県教育委員会に免許状の授与を一括して申請します。教育委員会より授与された免許状は卒業式当日に手渡します。

#### (1) 教員免許状申請(願)の提出

本籍地や、申請する免許状の種類を記入する「教員免許状申請(願)」を、10月の教育職員免許状一括申請ガイド(第1回)時に配付します。記入し所定の期日までに教務課に提出してください。

#### (2) 申請書類(授与願)の配付および受付

免許状の授与申請書類(授与願)は、12月の教育職員免許状一括申請ガイド(第2回)時に配付します。記入し所定の期日までに教務課へ提出してください。詳細についてはガイドス時に説明いたします。なお、期日に遅れた場合は受け付けられませんので注意してください。

#### (3) 欠格条項(教育職員免許法第5条第1項但書)

教育職員免許法第5条第1項に、教員免許状が授与されない場合が定められています。

これらの一つでも該当する場合、大学で教職課程を履修しても免許状は授与されません。

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられた者
- ・免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- ・免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### (4) 手数料等

教員免許状申請に関しては次の手数料が必要となります。

項目	金額	金額
免許申請事務手数料	500円	免許状1件につき500円。教務課で納入。
免許状授与手数料	3,400円	免許状1件につき3,400円。愛知県収入証紙を授与願に貼付することで納入。

### 2. 個人申請について

手続期間に遅れた者および科目等履修生の免許状申請は個人申請となります。

また、申請手続については、都道府県ごとに若干異なっており、一括申請とも書式等が違いますので、各申請者において申請される教育委員会に問い合わせてください。

## 教員採用試験・就職等について

### 1. 公立中学・高等学校の教員になるには

4年次になって、卒業見込みと教員免許状の取得見込みの資格を得たら、各都道府県および指定都市で実施される「教員採用選考試験」を受験できます。試験の日程は、各都道府県により多少の差はありますが、概ね次に示す日程となります。

時期	内容
5月前後	教育委員会から出願要項を取り寄せる
5月末から6月	願書の受付
7月初旬から下旬	第一次選考試験 ・筆答試験(教養・専門・論作文) ・面接試験／実技試験 ・適性検査／その他
8月中旬	第一次選考結果発表
7月下旬から9月上旬	第二次選考試験 ・論文試験／面接試験 ・実技試験／適性検査／その他
9月下旬から10月中旬	第二次選考結果発表 →合格者を採用候補者として名簿に登載
11月初旬以降	学校長面談・健康診断書提出等
3月下旬	赴任校決定

### 2. 私立学校の教員になるには

私立学校は、中学と高校が併設の場合が多いので、中学校一種と高校一種の両方の免許状を取得していることが望ましいでしょう。

私立学校の教員になる方法として2つの方法があります。

1つめは、私立学校の教員の採用は民間の企業と同じように、基本的にはそれぞれの学校毎での選考、採用となっています。公立学校とは違い、定期的な採用は行っていないため退職者が出たりして欠員が生じた時に採用を行って補充するという形をとっています。大学に届く求人については就職・進路相談室に届きます。参照のうえ各自応募してください。

2つめは、各都道府県の私学教員志望者の名簿に登録するという方法です。名簿に登録する方法は都道府県により異なりますが、愛知県では県私学協会が「私立学校教員適性試験」を行い、「受検者名簿」を作成し私立学校長に採用資料として提供しています。

私学教員適性検査は全国7都県(東京都、静岡県、愛知県、兵庫県、広島県、福岡県、長崎県)で実施されていますが、適性試験を必要としない都道府県もありますので詳しいことは早目に各都道府県の私学協会に確かめてください。学校によっては大学の指導教員の推薦状が必要な場合もあります。

### 3. 採用試験合格のための準備

採用試験の受験は、4年次生の夏ごろからとなります。しかし、そのための準備をはじめるのは、早ければ早いほど、合格の可能性が大きくなるといえます。最近の採用状況から考えて、2年次生になった時点で、教職課程の履修と平行しては始める必要があります。また、最近の試験の傾向として、面接官の前での短い模擬授業の実施、特定の出来事・ニュースに対する評価、複数の受験生による討論など、さまざまなやり方で実施されています。各都道府県の採用試験の内容は正式には公開されていないので、各種の受験情報誌を参考にするしかありません。試験問題集を購入したり、公開模試を受験するなど情報収集にも注意を払う必要があります。